

保護者各位

川越市役所 保育課

保育料の改正のお知らせ

日頃から、本市保育行政にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

広報川越、本市ホームページでもお知らせしておりますが、平成23年4月から保育料が改正となります。(裏面参照)

今後、各保育園において保育の質の充実に取り組んでいくと共に、病児・病後児保育の拡充や一時預かり事業等の各種保育サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 保育料改正の経緯・目的

現在の保育料を定める保育料額表は、昭和63年度に改定してから、22年間見直しを行っておりませんでした。

保育所に係る運営経費は、平成21年度決算で、約44億4,940万円の支出となっており、保育所をご利用している皆様からは保育料として約6億7,770万円(15.2%)を負担していただいているところです。

今後、川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)の諸事業を実施していくためにも、埼玉県内他市の保育料の平均と同程度の水準となるよう、平成23年4月から保育料を改正するものです。

2 改正の主な内容

(1) 所得税課税世帯を対象に100円から5,000円(率で1.2%から19.0%)、月平均では1,623円(率で平均8.2%)の引き上げを行いました。

[年齢区分ごとの平均引き上げ額は、3歳未満児は月平均1,346円(平均5.3%)増、3歳児は月平均1,844円(平均11.1%)増、4歳以上児は月平均1,758円(平均11.0%)増]

(2) 生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税課税のみの世帯に係る保育料は、これまで通りです。

(3) 所得税の階層区分について、国の徴収基準額表が7階層から8階層に増えたことに対応して、本市料額表も19階層から2階層増やし、21階層としました。

(4) 保育所等に児童が3人以上いる世帯の場合には、3人目以降の児童の保育料は10分の1でしたが、これを無料としました。

保育課 保育担当

TEL:049-224-5827

FAX:049-223-8786

保育料額表（川越市）

（平成23年4月1日から適用）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD1階層からD16階層までを除き、前年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層及びD1階層からD16階層までを除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	6,000	4,800	4,800
C2		所得割の額が10,000円未満	6,500	5,300	5,300
C3		所得割の額が10,000円以上	7,400	6,200	6,200
D1	A階層を除き、前年分（1月から3月までの月分の保育料については前々年分）の所得税の課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	<u>8,200</u>	<u>7,100</u>	<u>7,100</u>
D2		1,500円以上 7,500円未満	<u>9,900</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>
D3		7,500円以上 15,000円未満	<u>11,900</u>	<u>10,900</u>	<u>10,900</u>
D4		15,000円以上 30,000円未満	<u>16,200</u>	<u>15,300</u>	<u>15,300</u>
D5		30,000円以上 45,000円未満	<u>21,600</u>	<u>20,100</u>	<u>19,100</u>
D6		45,000円以上 60,000円未満	<u>28,100</u>	<u>21,400</u>	<u>20,400</u>
D7		60,000円以上 75,000円未満	<u>35,200</u>	<u>22,300</u>	<u>21,000</u>
D8		75,000円以上 90,000円未満	<u>42,200</u>	<u>23,200</u>	<u>21,700</u>
D9		90,000円以上 110,000円未満	<u>44,800</u>	<u>24,200</u>	<u>22,200</u>
D10		110,000円以上 135,000円未満	<u>50,400</u>	<u>25,100</u>	<u>22,600</u>
D11		135,000円以上 195,000円未満	<u>52,800</u>	<u>26,200</u>	<u>23,000</u>
D12		195,000円以上 250,000円未満	<u>55,200</u>	<u>27,100</u>	<u>23,500</u>
D13		250,000円以上 330,000円未満	<u>57,200</u>	<u>27,700</u>	<u>24,000</u>
D14		330,000円以上 450,000円未満	<u>58,500</u>	<u>28,300</u>	<u>24,400</u>
D15		450,000円以上 590,000円未満	<u>58,900</u>	<u>28,600</u>	<u>24,700</u>
D16		590,000円以上	<u>59,300</u>	<u>28,900</u>	<u>25,000</u>

※下線部分は、現行の保育料額表と異なる箇所です。

多子減額制度

（平成23年4月1日から適用）

(1) 入所等児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額
(2) (1) 以外の入所等児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1) 及び (2) 以外の入所等児童	無料

※下線部分は、現行の保育料額表と異なる箇所です。

※多子減額制度は、同一世帯に保育園・幼稚園等の入所児童が2人以上いる場合において、上表の左欄に掲げる児童が保育所に入所しているときに適用されます。

詳しくは、市役所保育課までお問い合わせください。（TEL:049-224-5827）

4月から保育料を改正します

保育課 224-5827

4月から、保護者負担を県内他市の平均と同程度とするため、保育料額表を見直し、保育料を平均1,623円(8.2%)引き上げます。同時に、少子化対策の一環として、児童が3人以上いる世帯への優遇を行います。

保育所運営経費は、平成21年度決算で約44億4,940万円の支出となっています。そのうち、約6億7,700万円(15.2%)を保護者の皆さんが保育料として負担しています。この保育料は、昭和63年度に改定してから22年間見直しを行っていないため、県内他市と比べて低いものとなっていました。

改正の主な内容

①所得税課税世帯を対象に、月額100円～5,000円(1.2%～19.0%)の引き上げを行います。

年齢区分ごとの月平均引き上げ額

3歳未満児	平均1,346円(5.3%)増
3歳児	平均1,844円(11.1%)増
4歳以上児	平均1,758円(11.0%)増

②所得税の階層区分について、国の徴収基準額表が7階層から8階層に増えたことに伴い、市の保

育料額表も19階層から21階層に増やします。

③保育所などに児童が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の児童の保育料は、10分の1から無料とします。

*低所得世帯に配慮し、生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税課税のみの世帯にかかる保育料は、これまでどおりです。

保育の充実

今後、川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)に基づき、保育の充実を図っていきます。

●待機児童対策として、4月から新規法人保育所を4園開設(定員300人増)。

●保育所の耐震工事。

●病児・病後児保育、障害児保育の拡充。



市政にゆいす

土壌改良材「肥え土」を配布

資源循環推進課 239-6267

土壌改良材「肥え土」を、次のとおり無料で配布します。土壌改良材は、市内のせんでい枝などを粉碎・発酵・熟成させたもので、土壌の軟化や保水性改善のため、園芸などに使えます。



「肥え土」は、市内外二十八作品の応募の中から選ばれた、進藤重勇さん(笠幡)の命名によるものです。
対象：市内在住
配布場所：草木類資源化施設(資源化センター内)
配布量：一世帯当たり一トン未満(抽選)
配布日・締め切り日

配布日	締め切り日
2月23日(水)	2月7日(月)
3月9日(水)	2月21日(月)
3月21日(祝)	3月2日(水)
4月6日(水)	3月18日(金)

配布時間：午前9時30分～11時30分
▼午後1時30分～3時30分
申し込み：往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・配布希望日・運搬車両種類・配布希望量を明記し、各配布日の締め切り日(必着)まで

に、〒350-0815 鯉井七八二・三・資源循環推進課
*運搬用に入れ物は、持参してください。

ライター・消火器の処分

資源循環推進課 239-6267

ライターの処分
不用になったライターの捨て方は、使い捨てライターは、使い切ったから「可燃ごみ」で出してください。ガスが残ったままだと、収集・処理時の事故の原因となり危険です。
どうしても中身が残ってしまう場合は、黄色い使用済み乾電池等保管袋に入れて「有害ごみ」で出してください。



消火器の処分
不用になった消火器は、(株)日本消火器工業会が地域の販売代理店(特定窓口)と協力して処分しています。
近くの特定窓口については、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページまたは、資源循環推進課へお尋ねください。
*処分には、消火器リサイクルシール代、運送・保管費用が必要です。



ホーム 暮らしの情報 観光情報 市政・ビジネス 組織別索引 サイトマップ 小江戸川越マップ 川越市気象情報

文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく

文字色/背景色 あ あ あ

音声で聞く

Google

Web検索 サイト内検索

ポータルサイト > 暮らしの情報 > 早引きインデックス > こども > あずける > 保育 > 平成23年4月から保育料を改正します

平成23年4月から保育料を改正します

平成23年4月から、保護者負担を県内他市の平均と同程度とするため、保育料額表を見直し、保育料を平均1,623円(8.2%)引き上げます。同時に、少子化対策の一環として、児童が3人以上いる世帯への優遇を行います。

保育所運営経費は、平成21年度決算で約44億4,940万円の支出となっています。そのうち、約6億7,700万円(15.2%)を保護者の皆さんが保育料として負担しています。この保育料は、昭和63年に改定してから22年間見直しを行っていないため、県内他市と比べて低いものとなっていました。

<改正の主な内容>

(1) 所得税課税世帯を対象に、月額100円から5,000円、率で1.2%から19.0%の引き上げを行います。

年齢区分ごとの月平均引き上げ額

3歳未満児	平均1,346円(平均5.3%)増
3歳児	平均1,844円(平均11.1%)増
4歳以上児	平均1,758円(平均11.0%)増

(2) 所得税の階層区分について、国の徴収基準額表が7階層から8階層に増えたことに対応し、市の保育料額表も19階層から2階層増やし、21階層とします。

(3) 保育所等に児童が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の児童の保育料が、10分の1から無料になります。

*低所得世帯に配慮し、生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税課税のみの世帯にかかる保育料は、これまでどおりです。

保育の充実

今後、川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)に基づき、保育の充実を図っていきます。

- 待機児童対策として、平成23年4月から新規法人保育所を4園開設(定員300人増)
- 保育所の耐震工事
- 病児・病後児保育、障がい児保育の拡充

ダウンロード

→ 保育料額表(平成23年4月以降)(160KB)(PDF文書)

—お問い合わせ—

福祉部 保育課 保育担当

Tel 049-224-5827(直通)/049-224-8811(内線2594~2597)

Fax 049-223-8786

E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp

添付資料を見るためにはビューソフトが必要な場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。